

有床診療所調査票の記入方法について

1 施設名等

- (1) 施設名等について、医療法上の届出等と相違がある場合は、変更届等の手続きが必要になります。
- (2) 許可病床数とは、患者を入院させるための病床のことです。なお、透析用のベッドは、この病床数には含まれません。
療養病床については、病床のうち療養病床として許可を受けたものを記入してください。
- (3) メールアドレスには、個別通知が必要な厚生労働省等からの通知等を送信させていただきますので、個人の携帯電話等は記入しないでください。

2 一日平均患者数

前年度（令和4年4月1日～5年3月31日）における一日平均患者数等を、小数点以下第一位まで記入してください。

特別な事情がある場合（休止期間がある場合や許可病床数の変更がある場合等）は、直近1か月に
おける一日平均患者数等を記入してください。この場合、欄外の（ ）に期間を記入してください。

入院患者数については、毎日の24時現在での患者数の平均値を記入してください。

なお、入院患者を受け入れていない場合は、受け入れをしなくなった時期、及び病室の現在の状況
についても記入してください。病室以外の用途で使用している場合は、（ ）に現在の用途を記入して
ください。

3 分娩関係

分娩取扱いの有無をチェックしてください。「あり」の場合は、前年度（令和4年4月1日～5年3
月31日）における分娩件数を記入してください。

4 記録の保管

診療録の保管状況をチェックしてください。

5 設備概要

施設・設備の有無について、○をしてください。なお、エックス線装置、人工透析装置については、
台数についても記入してください。

なお、部屋の使用用途やレイアウトを変更した場合は、医療法の変更手続きが必要になりますので、
ご相談ください。

6 業務委託

業務委託の有無について、○をしてください。また「有」の業務については、委託業者名を記入し
てください。

7 医療廃棄物

- (1) 特別管理産業廃棄物管理責任者について、横浜市資源循環局産業廃棄物対策課に報告している責
任者の職種及び氏名を記入してください。
- (2) 業者委託している場合は、業者名を記入し、契約書等の状況をチェックしてください。

8 従事者数

診療所に勤務する従事者について、常勤・非常勤別の実人数をそれぞれ記入してください。
事務、ケースワーカー、給食従事者等については、「その他」欄に人数を記入してください。

9 医療従事者採用時の資格確認方法

医療従事者を採用する際の資格確認方法について、該当するものをチェックしてください。

10 職員の健康管理体制

従事者の健康診断の実施状況について、該当するものをチェックしてください。

11 夜間の診療体制

当直している従事者の人数を記入してください。

医師、看護師及び看護補助者以外の従事者が当直している場合は、「その他」に職種と人数を記入してください。

また、医師が当直していない場合には、オンコールにより医師が診療所に到着するまでの所要時間を記入してください。

12 医療の安全管理体制

医療安全や院内感染等の各管理体制について、該当する項目のチェック及び責任者名等を記入してください。

13 院内における検体検査の精度管理

院内で尿や血液等の検査を実施している場合は、該当する項目のチェック及び責任者名等を記入してください。

14 医療機能情報提供制度

診療所の機能に関する一定の情報については、都道府県へ報告することが義務付けられています。
医療機能情報提供制度に基づく報告状況について、チェックしてください。

なお、実際の報告内容等については、下記アドレスから確認することができます。

(<http://www.iryō-kensaku.jp/kanagawa/>)

15 院内掲示

院内掲示の有無をチェックしてください。

16 防火・防災体制

防火・防災体制について、該当するものをチェックしてください。

【調査に関する問い合わせ先】

横浜市保健所（医療局医療安全課） TEL 045-671-2414